

在、広報、清掃だより等でPRをしておりますが、引き続き実施をしていきたいと思っておりますし、また、企業、事業所に対しましても協力していただくように要請をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、現在、当市の不燃物最終処分地は、埋め立てを平成十年ごろと予測をいたしております。今後のごみ増加次第では、早まる可能性がありますが、早急に次の対策を検討してまいり所存でございます。

二点目はコンポストの設置の導入の考え方でございますが、ごみ減量対策の一つの方策かとは思っております。この考え方は、生ごみを大きな施設に投入いたしまして、堆肥化させて、そして、そのごみの減量化を図っていくことだということでありますが、しかし、この方法は広い農地がなければ、堆肥化しても使用ができませんし、施設を設置する場所の検討もしなければなりません。都市化が進む福生市の中では、したがって、この施設の導入は難しいと思っております。また、生ごみは可燃ごみとして、西多摩衛生組合で処理しておりますので、福生市だけの問題でなく、構成市町で十分検討する必要があるかと思っております。

三点目の一般家庭用のコンポスト推進でございますけれども、昭和六十三年九月ごろから、モニターをお願いして、実はテストを行っております。中間報告として、いろいろ御意見を聞いたわけでございますが、長所といたしましては、堆肥ができるので肥料を買わなくて済むとか、ごみ収集所に行く回数が減り、ごみ減量化が図られるといった、そういったような意見がございます。また、短所といたしましては、害虫の発生、あるいは悪臭がするので、冬場はよいのですが、気温の高い季節は難しいと。あるいは狭い土地では無理であるとか、さらには、普及した場合には堆肥として使用すればよいのですが、それがまたごみとして収集所に出されては困るといったような意見も出ておるところであります。

いずれにいたしましても、難しい問題でございますが、モニターの最終報告結果を待ち、検討し結論づけたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

次に、女性対策行政についてお答え申し上げます。御質問の御趣旨は、男女平等社会を実現するための施策の一環としての御質問と承りました。国や東京都におきましても、男女平等という観点からの施策化

が図られておりますが、必ずしも望まれる方向での実現にはなっていないかと思われれます。と申し上げますのも、男女平等社会の実現には、市民であり都民であり国民であるというすべての人々の意識の構築と申しますか、このような平等意識の醸成が肝要であり、施策の中心になるのではないかと存ずるからであります。御質問の女性会館につきましては、ちなみに現在、婦人青少年施設のような複合的な施設も含め、二十六市でも五市で設置されている程度のようにございますが、当市におきましては、地域会館など女性の方でも御会合のできる、御利用のできる施設が、かなりの数があるわけでございまして、むしろもう少しソフト的な面での施策の展開が必要になってくるのではないかというふうに存ずるものでございます。

二点目の担当組織でございますけれども、当面のところでは、企画財政部におきまして施策化の前段といたしまして、女性問題につきましても、研究及び女性の方々の話し合いの会や研究所などを開かせていただきながら課題の整理をいたしまして、方向づけが見出せましたら、必要事業ごとに所管部門を決定いたしました。具体化を図ってまいりたいと考えておりまして、現時点での専門的組織につきましては、考慮いたしております。何とぞ御理解を賜るようお願いいたします。

それから、次の新学習指導要領につきましては、教育委員会の方でお願いいたしますといたしまして、以上で大森議員さんの御質問に対します御答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） それでは、新学習指導要領の中の日の丸・君が代義務化についての御質問について、御答弁いたします。

最初に、本市の教育委員会がこの問題をどうとらえるかという基本的な立場は、遠藤議員さんあるいは南木議員さんにもお答えしてありましたし、これは割愛させていただきます。四、具体的な内容についての御質問がありましたので、そちらを御答弁させていただきます。

まず第一点は、この新学習指導要領の中の国旗・国歌の扱い方の問題は憲法違反ではないかと。思想、良心の自由を保障した憲法違反ではないかという御質問であります。私は全く憲法違反とは思っておりません。

簡単に説明いたしますと、御承知のように、教育にかかわる事項というのは、憲法の趣旨にのっとった

教育基本法というものに基づいております。それで、その教育基本法に基づいて、今度は学校教育法というのがあります。その学校教育法に基づいて学校教育法施行規則というものがございまして、その施行規則の中に、この指導要領というのは位置づけられておりまして、したがいまして、さかのぼっていけば、憲法がもとでありまして、憲法違反であるとは、私は考えておりません。

それから二つ目に、日の丸・君が代と軍国主義の関係でありますけれども、確かに日本が戦争を行ったということ、その責任問題、いろいろまだいまだに議論がされるところでありますが、私としては、日の丸という旗、それから君が代という歌、そのものに全く責任があったというふうには考えません。したがって、これは余り問題にならないのではないかと考えています。

それから三つ目に、中曽根さんとか高石、江副、こういう方々、つまりリクルート事件にかかわる方々が、この新指導要領作成にかかわっているではないかということですが、これは非常に表面的な御議論でありまして、御承知のように、中央教育審議会というものは、もっと大勢の方々が御審議されたわけで、言ってみれば、英知の結集がこれでありまして、そこにたまたまこういう方がかわったから、内容がけしからんというのは、坊主憎けりや、けさまで憎い式の、大した発想ではないので、(拍手)この問題は軽く扱った方がいいのではないかと、余りこれにこだわるというものは、どうも大人げないことではないかと、私は考えます。

それから最後に、文部省から指示、通達はなかったかということですが、これは文部省が直接我々、市教委に通達というのはありませんで、都教委を通じていろいろなものが回ってくるわけですが、都の教育委員会からは、新学習指導要領が改定になったということの通知は、当然、昨年の当初にございまして、この君が代・日の丸問題についてのみの通知、通達は今のところ、ございません。ただ、都政新報などに誤って書かれましたけれども、あれは、都が私たちに通知、通達を出したのではなくて、ここにありませんけれども、その移行措置について、国旗・国歌の扱いについて、こんなふうな指導してほしいというふうなことを、都の教育委員会が市教委の方の、いわゆる室長会議というのがありまして、これは指導室長です。それから学務課長、うちの場合には指導室と学務は一緒でありますけれども、その室長会議の席上、

口頭で指導すべき内容を参考までに文面にしたというものはありますけれども、特別にこの件に関して、都教委の方からの指示、通知とか通達というものは、公式には出ておりません。以上です。

○総務部長(森田 進君) 自席からお許しいただきまして、基地問題に関係いたしましたして、市長の補足答弁を二点ほどさせていただきます。

一点につきましては、暮れから現在までのE2Cの巡回状況と申しますか、内容でございしますが、まず、月別に申し上げますと、十二月につきましては三日間、機数はそれぞれ一機でございしますが、巡回の延べ回数にいたしまして三十一回、それから、特にこの問題については通告は来てございません。それから、一月は七日間でございします。それぞれ一機でございまして、延べの巡回回数といたしましては五十六回でございします。これも、特に通告は来てございません。それから、二月は三日間でございまして、機数は一機、巡回数としては延べ三十三回巡回をしております。いずれも、特に通告は来てございません。

それからもう一つ、この騒音対策に関係いたしましたして、消音装置についての御質問でございしますが、地上のエンジンテストのための消音装置というのは、どういうものがあるのかと、そういうふうなことだと思ひますけれども、これも聞く範囲でございまして、はっきり私は見たわけではございませんので、その範囲で申し上げますと、一応、コンクリートの建物の中で水を使いまして消音すると、そういうふうな消音装置があるようでございますが、残念ながら、横田基地につきましては、御存じだと思いますけれども、障壁と申しますか、壁をつくりまして、壁に向かって噴射することによって、音を上へ逃がすと、それだけの簡単な施設で、消音の効果を上げていますと、そういうような状況です。以上でございします。

○市民部長(岩崎好亮君) 十二月から二月までの飛行回数について申し上げます。

まず十二月でございしますが、上旬、飛行総数は三百四十八回、前回は四百三十回で、マイナス五十二回です。一日の平均飛行回数は三十七・八回、前回は四十三回で、マイナスの五・二回です。昼間でございしますが、午前七時から十九時の間で二百八十二回、前年が三百六十三回で、マイナスの八十一回です。それから夕刻ですが、十九時から二十二時の間で、今年が七十二回、前年が五十七回で、十五回の増です。夜間でございしますが、二十二時から午前七時まで、今年が二十四回、前年が十回で、十四回の増です。最

高飛行日及び回数ですが、十二月一日、七十九回、前年が十二月の五日で八十二回で、マイナスの三回です。騒音最高日及びホーンですが、十二月の二日と四日で百六ホーン、前年が十二月の三日で百十ホーン、マイナスの四ホーンです。

次に中旬ですが、飛行総数は三百八十九回、前年が四百五十四回、マイナスの六十五回です。一日平均飛行回数は三十八・九回、前年が四十五・四回、マイナスの六・五回です。昼間でございますが、三百二十五回、前年が三百五十三回、マイナスの二十八回です。夕刻ですが、五十回、前年が九十回、マイナスの四十回です。夜間でございますが、十四回、前年が十一回で、プラスの三回、最高飛行日及び回数ですが、十二月二十日、八十八回、前年が十二月の二十日で百四回で、マイナスの十六回です。それから、騒音最高日及びホーンですが、十二月の十八日、百十四ホーン、前年が十二月の十四日、百十四ホーン、これは同じでございます。

次に下旬ですが、飛行総数は七百八十四回、前年が五百六十二回、二百二十二回の増です。一日の平均飛行回数ですが、七十一・三回、前年が五十一・一回で、二十・二回の増です。昼間ですが、五百六十七回、前年が四百六十五回、百二回の増です。夕刻ですが百九十七回、前年が五十六回、百四十一回の増です。夜間ですが二十回、前年が四十一回、マイナスの二十一回です。最高飛行日及び回数ですが、十二月二十八日、百八十一回、前年が十二月二十二日で百三十四回、四十七回の増です。次に、騒音最高日及びホーンですが、十二月二十四日、百八ホーン、昨年は十二月の二十二・二十三・二十四・二十八日の四日間ですが、百八ホーンで、ホーン数そのものはホーンは、最高は同じでございます。

次に一月ですが、飛行総数は六百十四回、前年が四百九回、二百五回の増です。一日平均飛行回数ですが、六十一・四回、前年が四十・九回、二十・五回の増です。昼間ですが四百七十一回、前年が三百二十七回、百四十四回の増です。夕刻ですが百十五回、前年は十回ですので、百五回の増です。それから夜間ですが、二十八回、前年が七十二回で、マイナスの四十四回。それから最高飛行日及び回数ですが、一月の八日、百三十五回、前年が一月の四日で百十八回、十七回の増です。騒音最高日及びホーンですが、一月の四日、百十五ホーン、前年が一月の三日、七日、九日とも百九ホーンでございまして、六ホーンの増

です。

次に中旬ですが、飛行総数は六百九十四回、前年が九百十二回で、マイナスの二百十八回です。一日平均飛行回数六十九・四回、前年が九十一・二回、マイナスの二十一・八回です。昼間が六百三回、前年が七百五十六回、マイナスの百五十三回。夕刻ですが七十一回、前年が百三十七回、マイナスの六十六回。夜間ですが二十回、前年は十九回で、プラスの一回。最高飛行日及び回数ですが、一月の十八日、百五十八回、前年が一月の十九日、百九十二回、マイナスの三十四回です。騒音最高日及びホーンですが、一月十一日、百十二ホーン、前年が一月の十九日、百十二ホーン、それはプラス、マイナスゼロです。

次に下旬ですが、飛行総数は九百二十二回、前年が五百十七回、四百五回の増です。一日平均飛行回数ですが、八十三・八回、前年が四十七回、三十六・八回の増です。昼間ですが、七百四十一回、前年が四百十六回、三百二十五回の増です。夕刻ですが百五十九回、前年が七十二回、八十七回の増です。夜間ですが、二十二回、前年が二十九回で、マイナス七回であります。最高飛行日及び回数ですが、一月三十日百六十三回、前年は一月二十六日、七十九回、八十四回の増です。騒音最高日及びホーンですが、一月二十五日、百十四ホーン、前年は一月の二十七日、百七ホーンで七ホーンの増であります。

次に二月です。上旬、飛行総数が四百九十九回、前年が五百二十回で、マイナスの二十一回です。一日平均飛行回数ですが、四十九・九回、前年が五十二回、マイナスの二・一回です。次に昼間ですが、三百八十五回、前年が三百七十四回、十一回の増です。夕刻が九十八回、前年が百二十回、マイナスの二十二回です。夜間が十六回、前年が二十六回、マイナスの十回です。最高飛行日及び回数ですが、二月七日、百三十三回、前年が二月十日、八十八回、十五回の増です。騒音最高日及びホーンですが、二月五日、百九ホーン、前年が二月四日、百八ホーン、一ホーンの増です。

中旬ですが、三百八十九回、前年が五百三十五回、マイナスの百四十六回、一日の平均飛行回数ですが、三十八・九回、前年が五十三・五回、マイナスの十四・六回です。昼間ですが、三百二十五回、前年が四百十一回、マイナスの八十六回、夕刻ですが四十三回、前年が九十四回、マイナスの五十一回です。夜間が二十一回、前年が三十回、マイナスの九回です。最高飛行日及び回数ですが、二月の十三日、八十一回、

前年が二月の十三日、百二十五回、マイナスの四十四回です。騒音最高日及びホーンですが、ことし、二月の十九日と二十日がありまして、百九ホーン。前年が二月の十五日、百十二ホーン、マイナスの三ホーンです。

下旬ですが、四百十二回、三百六十八回、四十四回の増です。一日平均飛行回数ですが、五十一・五回、前年が四十六回、五・五回の増です。昼間ですが三百二十七回、前年が二百六十五回、六十二回の増です。夕刻ですが六十五回、前年が六十四回、一回の増です。夜間ですが、二十回、前年が三十九回、マイナスの十九回です。最高飛行日及び回数ですが、二月二十八日、九十一回、前年が二月二十二日、八十六回、プラスの五回です。騒音最高日及びホーンですが、二月二十一日、百十三ホーン、前年が二月の二十八日、百十ホーン、三ホーンの増です。以上です。

○副議長（井上寅吉君） 十一時二十分まで休憩をいたします。

午前十時 五十分 休憩

~~~~~

午前十一時二十一分 開議

○副議長（井上寅吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二番（大森 進君） それでは、二回目の質問を自席の方から行っていききたいと思います。

チームスピリットの演習について、市長は中止の要請の考えは、今のところないと思います。これは、従来どおりの答弁ということになると思いますが、その中で、事故防止等については、万全を期すように要請しているというふうに言っているのです。この米韓合同軍事演習というのは、まさに軍事演習なわけで、外国の国同士が演習しているからという側面での返答もあるわけですが、私も、従来から言っています、事故がないように万全を期すように要請するというふうな形で、市長さんが言ったところで、この事故等の安全については解消されないというふうに思います。一般的に考えたってそうなのですが、軍事演習で、そこに参加している人たちが、みずから事故を起こそうというふうな考えでいるわけではないわけですから、だれもそう思っていないで起きるのが事故なわけです。この軍事演習のかかり合いの中で、

福生の横田基地が輸送の拠点ということになりますけれども、軍用機が頻繁に飛来すると。当然、事故の危険性はますます高くなるわけですから、これは軍事演習をしている以外においても、日常的な問題としてもそうなのですけれども、そういう要請の仕方は安全につながるという視点ではないというふうに、私は思っています。

だから、演習が行われるとするならば、その演習をもう中止してもらいたいと、福生市民を代表する市長として、本当にその市民の安全ということと考えるならば、中止要請をはっきりすべきだと。それが安全につながる方法ではないのかと。当然、基地撤去の立場に立っていただきたいというふうに、常々、私は言っているわけですが、市長さんはなかなかそういう立場に立ってくれませんので、少なくとも、米韓合同軍事演習、そういう形での演習が行われる際には、中止要請をしていただきたいというふうに思います。それで、市長さんの言い方としては、私は納得できませんので、これについては、もう一度、安全という視点なら視点で結構ですけれども、御答弁いただきたいと思います。

次のE2Cの訓練、騒音対策についての、これについては数字が出されましたので、それはそれで結構ですが、これは、具体的に完全に正確なものではないというふうに思うわけです。通告がほとんどなくてやられているわけですから、それは正確に数字を出せという方が無理だと思えます。この間、ずっと私も市役所の屋上に騒音測定器を設置しろというふうに、ずっと質問で行ってきたわけですけれども、これについては、かなり前向きな方向であるという、昨日の佐藤議員からの質問に対しての答弁もありますし、これはもう極力早く取りつけていただきたいというふうに、強く要望しておきたいと思っています。

もう一点の深夜エンジンテストの関係なのですが、部長さんの方からコンクリート建てのものを使う方法はあるけれども、今、横田では三角の壁を指していると思いますが、それでしているということなのですが、私はどう見ても、あの壁が、エンジンテストの音を消すというふうには思えないのです。外から見た感じでは、ぶつかって音が上へ行くのかなという感じで、考えておられるのかどうか知りませんけれども、あれで音を減らしているということには、もうほとんどならないだろうと。だれが見たってそう思います。あれが、音を打ち消すための装置だとは考えつかないのではないですか。具体的に、大きな

エンジンテストをするとするならば、それなりの建物を建てて、その中でエンジンテストをしてもらうと。そうなれば、かなり深夜にやられるとしても、私たちの生活に飛んで来る騒音というのは、全く違った次元のものになるのではないかと、思うわけです。

そういう意味で、もし三九協定を楯にとするならば、ほとんどこないものだったら、深夜のテストはするなという申し入れをしてしかるべきだろうと思います。あるいは、音を消すために、しかるべき施設をつくれと。市民が迷惑しないようにつくれというふうに、市長が申し入れてしかるべきだろうと思います。そこら辺、全然やってこなかったのだろうというふうに思います。そういう視点で、どのように考えているのか、再度お聞きしたいというふうに思います。

三番目の離着陸数の回数については、ありがとうございます。これは、これで終わっておきたいと思っています。

次にゴミ減量対策なのですが、福生市のリサイクルセンターでの処理については、一応平成十年という見通しだということなのですが、減量をしながら進んでいっても、これはおのずと、いっばいになることは明白なのです。だから、我々がどういうふうに考えるのか、行政がどう考えるのか、市民がどう考えるのかという立場で考えますと、この問題は、もう解決策が基本的にはないというふうに思います。では、どうすべきかといったら、いかに出さないようにするか、埋め立て処分場があっちにもこっちもできているような、あるいはそれが日の出の状況を見ますと、山をそのまま削って埋め立てていくわけですから、このままの行政のあり方でいくと、幾つでも、そういうのが地域にできていかざるを得ないという形になっていくと思います。将来的には、そうさせないために、自然を極力守っていくために、あるいは公害といったものが指摘されないために、いかに日々努力するかが問われるのだろうというふうに思うわけです。そういう意味で、幾つかの対策は、市で講じていると思いますし、それはそれで評価できると思います。が、やはりもう少し市民の啓蒙なり、企業に対しての取り組みの強化等を考えていただきたい。

先ほど、トレイの問題を言いましたけれども、少し答弁としては弱いと思いますので、もう一度説明いただきたいと思いますが、よく買い物に行きますと、スーパーなんかで下に白い皿みたいな発泡スチロー

ルでできているのがあります。あれがトレイだというふうに、皆さん言っているわけですがあれを圧縮機にかければかなり減ることもありますが、あれは位置づけとしては不燃ゴミです。だから、そういう使わなくてもいい商品に、いっばい使われるようなことをやめていくという運動も必要だろうと思います。どうしても必要で、それがないと、やはり消費者も買わないというのだったら、それは無理なのですが、むだに、あるいはそれを使っていく、そういう形で進めていけば、おのずと出されるゴミというのは、減っていくかわけで、先ほど市長さんの答弁もありましたが、一〇%単位でゴミの量が伸びているということでした。これから福生市もどんどん人口が伸びていくことを考えれば、これは相当な伸び率です、数字的に見れば。これをいかに抑えるかと、あるいは減らすかという視点で、常々対処していかなければいけないわけですが、ここら辺の業者に対するお願いですとか要請ですとか、ここら辺は、やはり行政側が積極的に入っていくことも極めて重要だろうというふうに思いますので、そこら辺の考え方をもう一度教えていただきたいというふうに思います。

次にコンポストの施設の導入の考え方ですが、まさに福生市で考えようとする、先ほどの市長さんの答弁になるのかなという感じはしたのです。だから、近隣自治体との一致を含めて、行動できないものなのか。基本的にこの方法は、生ゴミですから、今、西多摩衛生組合で燃やしているわけですから、その灰が日の出の処分場に行くわけですね。その生ゴミを、やはり自然に肥料として土に返すという方法は、ゴミを減らしていく分においても、かなり有効であろうというふうに思います。この問題については、積極的に考えていただきたいのです。先ほど、市長さんの答弁もありましたけれども、その肥料化にして、それをまたゴミで出したら元の木阿彌で意味がないわけですから、ある意味では、近隣の農家、福生市だけで考えるのではなくて、農家対象として対応策を考え切れなにかどうなのか。ある意味ではセットになってきますので、どうしても福生市独自で考えるということになりますと、かなりの壁があるような気はいたします。だからといって、難しいということであれば、大きなゴミ減量の効果をつくっていくことにはなりませんので、そういったこの西多摩あたりをイメージする中での考え方として、実施する方向に進めていけないものかどうなのか、お聞きしたいわけですね。

例えば、私もない知恵を絞って考えますと、基地に結びつくのですけれども、福生市の今のこの土地で見ますと、確かにそういうものを建てる余裕がないというような感じを受けます。しかし、土地はいっぱいあるわけです。あちらの方向ですか、米軍基地にいっぱいあるわけです。福生も基地にはかわっていませんし、羽村、瑞穂もかわっております。私はあの基地は撤去してほしいと言うのですけれども、なかなか市長さんがその立場に立ちませんので、ある意味で、ごみ減量対策として、それを一部返せという要求をしてもいいのではないかと思います。これは、私はそうではないですけれども、市長さんの立場として進めるとするならば、行政に働きかけるにしても、一市二町という段階で考えるにしても、そこに一つ建てるから、福生、羽村、瑞穂で対応するから、その部分、基地を戻せと。こちらの方に提供しろというようなことを言っても、私はばちは当たらないというふうには思います。

具体的に、基地の土地であれば、ある程度いろいろな問題についてもクリアーできるだろうというふう

に思いますし、そういう面では、そういう働き方の考え方があるかどうか。そういう形で、有効的に導入

を考えていけるかどうか。そこら辺を、市長さんどうなのかを、もう一度お伺いしたいと思います。

あと、家庭用コンポストについては、今現在、テスト中であるということですが、少なくとも、そのテストの報告を受ける中で、市としては対応したいということなのですが、基本的に確かにそうなのです。畑を持っている家庭ですと、そこを利用できるということはありますが、見てのとおり、マンション中心の福生市の住宅事情になっていくわけですから、先ほど言ったコンポストの工場あるいは施設を導入しない限り、全体的な減量にはならないことは事実です。ただ、こういった方法も協力を受ける中で進めていくということは重要なので、ぜひ実施できるような方向性で考えていただけるように、これは要望しておきたいと思います。

あと次に、女性の会館ということをお願いしたのですが、この二点とも、非常に難しいというふうな答弁だったというふうに思います。ほかの自治体では、やはり幾つか実践に向けているのですが、ソフト面の強化をしたいという市長さんの言い方で考えますと、より一層の地域会館の充実を考えるのだということだと思います。私は、そういう立場ではなくて、女性としての地域のセンター的な会館が大きいのでは

なくても、必要ではないかなというふうに思っています。あえて婦人会館と言わなかったのは、福生市の半分は女性ですから、子供からお年寄りまで、そういった立場の女性に向けての、弱い立場とするならば、そのこのセンター的役割を果たす地域会館が一つでもあっても何らおかしくはないというふうな立場で質問したのですけれども、これはぜひ検討して、考えてもらいたいと思います。難しいというのではなくて、いろいろ市民からの話をしている、あるいは相談を受けたりすると、この問題は、全く関係ない話にはな

らなくて、女性の位置とか立場の弱さとか、そういう話は、必ず市民と話していると出ます。女性の方

と話していると、必ず出るので。これは、多くの議員さんも、そういう部分は多くあると思います。だ

から、そういう面で、いかにして女性と男性、あるいはまさに憲法の精神の立場で、我々の市民生活を地

方自治体としてつくっていくのかということであれば、かなり啓蒙的な、あるいは行政がかなり力を入れ

て、それを支援してやるというかわり合いは重要だと思いますので、これは、どちらにしても、ちょっ

と今の答弁では納得しがたいので、研究するなり検討するなり、そういったことを考えられないのかどう

なのか、もう一度お伺いしておきます。

係の設置について、女性対策担当の係の設置についてなのですが、組織機構も終わったばかりということ

で、現時点でなかなか考えづらいというふうに思っているのかもしれないと思いますが、どちらにしても啓蒙運

動をするとするならば、企画財政の方で、一定程度推し進めていきたいということなのです。あるいは、

三多摩でも国立なんか、アンケート意識調査を具体的にまとめて広報に載せているわけですから、こ

れをいかに早く企画財政の方でやっていくのかどうなのかという問題があるにしても、私はこういうこと

をやるにしても、やはり女性がその係について、女性の立場でしきる運動になっていくということが重要

なので、これについても、ぜひ検討できるのかどうかを、前向きなのかどうかを再度御答弁、い

ただきたいというふうに思います。

最後に、日の丸・君が代についてなのですが、教育長さんの答弁は、全く私も啞然とするような答弁が幾つもありました。憲法違反ではないかという質問に対して、憲法違反とは全く思っていないと。その理由として、教育基本法からさかのぼっていったって、その法律の精神に則っているんだという物の言い方なの

ですが、そういうふうなことを言えば、世の中、全然問題は起きないであろうと、法的な争いも生じないであろうというふうに思います。でも、現実には、裁判所があって、法的根拠に基づく争いは、歴然としてあるわけですから、必ずしもそうはならないであろうと。憲法とか教育基本法に、日の丸・君が代の問題が載っているわけではなくて、上の方のその姿勢と、ずっとそういった新学習指導要領の方に来る段階では大きく内容は変わってきているだろうというふうに現実に思います。この日の丸・君が代の義務化については、実際、学校現場でそれが実践されるわけで、学校現場で憲法の理念の実践とは、またまるっきり違った形になるであろうというふうに思うわけです。

憲法に違反ではないのかというふうに、私は思うわけです。その理由として、これが実際、行われまして、日の丸の掲揚と君が代の斉唱が行われるとするならば、学校の中で、当然、卒業式を例に例えれば、卒業式本番に、皆さん来てくださいますよ、これから式やりますよということにはなりませんね。当然、何回か練習があるわけです。当然、その練習の中で、子供たちがいやですからと言ったら、では何で歌わないのですかという形の指導がおのずと入るだろう。ある意味で、今、福生の教育委員会が、新学習指導要領を完全に実施するとしたならば、でも、子供たちがいやだと言ったら、それを保障するのかわいなのか、そういうことはできませんか。事実上できないでしょう。私はできないと思っています。教育長さん、その点について、答えていただきたいのです。私はその権利が保障されるのかされないのか、もう事実上、難しいだろうと思います。一人が、子供たちが、親とかいろいろな議論をする中で、私も反対だと言っても、全体が行うようになれば、必然的に耐え切れない部分でやっちゃうという部分があると思います。私はそれが、人権無視につながるのだろうと。それが、憲法の精神に反することだろうと思っています。え方、それを無視する形になるのです。それが問題だろうと。あえて、福生としては、そういう考え方があったら、絶対にそれは守ってやるのだという姿勢があるのかどうか問われますし、そこら辺の問題として、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それで、日の丸・君が代の戦争問題について、教育長さんは責任があったとは思わないというわけです。

ね。非常にこう、一言で簡単に済ませてくれるわけですが、思わないという人も、やはりいることはいるのです、それはそれで。でも、あると思う人もいっぱいいるのです。これははっきりしているわけで、やはり日本人という表現は、ちょっと問題ありますけれども、日本が侵略したと。それは進出だというような、この教育の流れがあるので、大変私も問題だと思えますけれども、侵略した側がどう考えるかではないと、私は思います。侵略された側がどう考えるのか。それが、まさに本当のことだろうと思います。

先ほど、南木さんも質問して、いろいろと世界情勢について言われておりますが、よく日本においても、防衛問題で議論しますと、ソ連が攻めてきたらどうするのだというような形で、いろいろそういうことを言う人がおります。それは、ある意味で侵略される側の立場というものを理解しているのでしょうか。だから、問題だという論点をつくっていくのだろうというふうに思いますが、要は、侵略した歴史が過去にあつて、それが日の丸というのは歴然として存在していて、侵略された側がそれに対して怒りを持っていると。だから、教科書検定するとき、必ずアジアから抗議の声が上がるでしょう。当たり前なのです。上がるのです。

だから、私なんかも戦後の、先ほど少し述べましたが、いわゆる一言で言うなら総括できなかったと。戦争責任の問題を処理できなかったと。ある意味で、その負の遺産を我々全員が負っているわけだと思えます。だから、私なんかは、この問題について、こうやって取り上げていくのです。先ほども言いましたけれども、やはりドイツとかイタリアなんかは、それについては、きちっと乗り越えました。戦争責任という意味で。国旗・国歌で。

やはりそういう問題がありますので、ここはもう一度侵略された人の立場というところの視点から、再度教育長さんには、お話を伺いたいと思います。

次に、リクルートの問題についても指摘しましたけれども、これは、そういうので議論するのは大人げないという一言だと思いますが、このリクルートの問題は、国政をも動かすような問題にもなりました。だからゆえに、国民が、市民がどのように受け取るかを判断基準として考えるべきだろうと私は思います。教育委員会としても、先ほど言いましたけれども、教育長さんは、高石さんとか、そういう「さん」をつ

ける必要もないか、ああいう人には。いろいろとそういう人が入っているけれども、それ以外にもいいのだと。だから、それなりに議論されて出てきたのだというふうに言いますが、国民はだれもそういうふうにして、イメージとして受け取っていないです。私もいろいろと話をしますけれども、もう高石さんの話をすれば、「ああ、そんなあれだったのか」という新指導要領に対しての認識は、すぐ理解していただけますよ。そういうものなのです。あれほどマスコミにたたかれて、それで、新指導要領はだれがつくったのかといったら、高石前文部次官が主導してつくったのでしょ。国民はだれだってそう思いますよ。それについて、そうではないのだといったって、私は国民のあるいは市民が、この問題に対して持っている視点について、福生の教育委員会としてどういう視点に立つのかをお聞きしたいのです。あえて、また同じことを言うのかどうか知りませんが、それについても、もう一度伺います。

最後に、都の教育委員会からの指導について、指導室長会議で口頭で事実上あったというふうに答弁されております。これは、これからどんな指導が強化されていくと思いますが、現実問題として、今度の四月の入学式に、福生市の教育委員会としては、どう対応するのか、その点についてだけお伺いしておきたいと思います。

とりあえず二回目の質問は以上です。

○市民部長（岩崎好亮君）　まず、清掃のごみのコンポストあるいはトレイのことについての御質問がございました。

トレイについては、これは確かに包装といいますが、過剰包装というのを含めての話ですが、使うことによって、あるいは消費者とか一般の市民の購買等にも関係があるのではないかと。それをするということによって販売ができるというような、売っている人から見れば、そういうことになるのではないかと。そういうふうに思いますので、これらのトレイがなかった方がいいのかどうかというのは、購買、販売のことに関係するのではないかと思いますので、これらにつきましては、過剰包装で福生市だけの問題ということにも、なかなかないと思いますが、福生市としては、そういうようなことをやめていたいただきたいと。できるだけ過剰包装等はやめていただきたいと、こういうようなことで、清掃だより等でお願いをしなければいけ

ないのではないかと、こういうふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、福生市だけの問題、全体の経済ということであるだろうと思いますが、この件につきましては、市長会とかいろいろのところでも検討されておりました。例えば百貨店の方の団体だとか、あるいはチェーンストアの団体とか、そういうようなところも、できるだけ過剰包装やらトレイのような問題はやめてもらいたい。ごみがふえて大変ですと、こういうようなことで、今やっているところでございます。その効果がどうなのかということとは、私の方になかなかわかりませんけれども、過剰包装やそういうものをやめてもらいたいのだと。ごみはこういうふうになっているから大変だと。こういうふうと考えて、現在のところ、やっているところでございます。

次にコンポストの問題で、施設がということでございます。これも福生市だけの問題ではございませんけれども、施設の用地で、いろいろなことがあるかと思えます。それで、私の方の御提案のことですが、西多摩の衛生組合でも、かなり、うちの方でごみをお願いをしているわけでありまして、衛生組合の担当の主管といいますか、担当の課長会議がございますから、そういうようなところでも、こういう問題があるのだろうけれども、どうなのだろうと。こういうようなことで、まず検討しなければいけないのではないかと、こういうふうに思っております。

したがって、コンポストの施設の必要性がどうかというのが、まず第一になるのではないかと。いわゆる検討の課題の一つになるのではないかと。こういうふうに思います。そのようなことでございますので、先ほど、ちょっと例を挙げまして、基地をその施設に借りたらどうかと、こういうような御質問もあったようでございますが、この必要性がまだ問われていませんし、まだ検討が問われておりませんものですから、それが先になるのではないかと。したがって、今すぐ基地にお願いするというわけには、なかなかいいのではないかと、こういうふうに思っています。コンポストの施設の問題は、全国的にもかなり検討されておりますので、将来は、そういう問題もかなり議論になるのではないかと。全国的には、そういう施設になるのではないかと、こういうふうには思っております。以上でございます。

○総務部長（森田 進君）　基地問題に関係いたしましたして、二点ほど御答弁申し上げます。

まず一点といたしましては、チームスピリット<sup>90</sup>、米韓合同軍事演習に伴いまして、当然、飛来機がふえてくると。そういうふうなことから、事故等の確立が高くなるから、中止要請をというふうな御質問だと思ひますが、確かに若干、次元が違うかもしれないけれども、飛来機数がふえてくるとか、そういうふうな事実は、確かにあるかと思ひますが、まず、やはり市民の安全と申しますか、そういうものを、考へて措置をする。そういうふうなことから、特に、先ほど市長が申し上げましたように、外国同士で行われる軍事演習と、そういうふうなことを考えますと、やはり安全の確保というような立場から、とりあえず申し入れをする。そういうふうな形が、今の時点では、そういう形でやむを得ないのではないかと、そのように思ひます。

それからもう一点、深夜のエンジンテストに対する対応と申しますか、消音装置の關係でございしますが、先ほど私、ほかの飛行場等で、あるいは使われているもの、そのことについて、ちょっと申し上げましたけれども、事実、そういうふうな關係については、まだ調べてはございません。こういう問題については、使われている消音装置の規格と申しますか、そういったものが、例えば、横田のあいつた輸送機等に該当するかどうか、その辺のところも、全くわかっておりませんもので、まずそういったものを調査する必要があるのかなと、そんなふうなことを感じております。

ただ、音の問題につきましては、確かに私もそういうことは感じておりますので、基地の方につきましては、深夜テストの現状について確認をしてみたいと、どのような状況なのか、そういうふうに思ひます。以上でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） それでは、三点目になったと思ひますけれども、女性に關する行政の關係につきましての御質問をいたしております。

御存じのように、この問題につきましては、既にいろいろな形で御指摘をいただいているところでございます。まして、婦人問題といひますか、女性にかかわる問題といひますのが、教育、文化、あるいは労働、あるいは社会、福祉、保健、それから家庭の問題、あるいは各種の参加の問題といったような形で、行政の全分野に分かれていろいろな形で、行政を進めなければならぬという形になっているわけでございます。

したがいまして、現在の段階で、今、基本的に考えておりまして、私どもが進めたいというふうなことを考えておりますのは、市民の女性の皆様の御意見等を伺つていく中で、これらの問題の整理をもう一度いたしまして、かなりいろいろな事業を、既に取り組んで進めてはおりますけれども、そういったものの中で、女性問題の中で起こっている課題といったようなものの整理、あるいはそういったものの原因といったようなもの、あるいはその方策といったようなものの整理、あるいはそういったものを少しずつ整理をしながら体系化をいたしまして、そういう中で、欠けている施策等についての方向づけ、そのほかを進めていきたいと。

その仕事に、我々としては、既に今年度から取り組んでいきたいということで、仕事を進めているわけでございます。そういう中で、今おっしゃられましたような会館の必要性といったようなもの、これも、機能的に申しますと、集会等の、要するに機能あるいは社会教育的な機能といったような施設面、そういった側面から言いますと、ほぼ充足をされているというふうな考えますけれども、御指摘のように、情報みいたなものが提供していただけるような、そういうようなセンタリ的なという側面だろうと思ひますので、そういったところについての検討というのも、当然入ってこなくてはいけないだろうというふうな思ひしておりますし、さらにこういったものを進めていった場合におきます、こういう総合的な課題といひますか、いわゆる行政の全分野にかかわります課題の処理をどういう形で進めていくことが望ましいか。

例えば、青少年問題がそうでございしますし、それから、高齢化の問題というのも、まさにそうでございしますし、それからさらに言ひますと、情報化の問題とか、あるいは福生市全体を美しくしていくというふうな基本構想の中で、要するに、諸分野にまたがる課題という形で提案されております部分というのは、そういった課題でございます。そういったものを、要するに、一つの係をつくつて、その中で全部を処理するような形がつけられるかどうか。そういった方向がいいのかどうかといったような問題もございまして、そういったところについての問題点の整理、あるいは組織のあり方といったようなものについても、今後、さらに研究を進めまして検討してまいりたいと。

そのようなことから、先ほど申し上げましたように、若干のいろいろな点での時間をいただきたいというふうなこと。さらには専門的な組織がそういう形で置かれることがいいかどうかといった点につきまし

て、女性問題ということに限って申し上げますと、例えば、教育の分野の問題というのは、教育の分野で解決せざるを得ないという形になりますので、すべてを包含する形で専門的に進めていくような形での組織というのは、つくり得ないというふうに考えているというようにござります。よろしくどうぞお願いいたします。

○教育長（来住野和也君） お答えいたします。

まず、憲法について、思想、信条の自由等で、子供たちが仮に例えば君が代を歌わないというようなときの保障はどうかというようなお話でありましたけれども、これは保障というような問題ではないのではありませんか。例えば、自分の嫌いな先生なり、親から見れば、偏向教育をしている先生の授業は受けるなとか聞くなとか、そういう問題も、時にはあるかと思いますが、それは保障するとかしないではなくて、いろいろな意見の方がおられるわけで、結局、混乱を起こして子供たちに学校現場の混乱が、子供たちに悪い影響というか、悲しい思いをさせないようにするのが第一でして、したがって、この国旗・国歌の問題も指導はいたしますが、混乱をやはり、避けるべきでして、混乱をさけるというような形で、その保障の問題というのはとらえなければいけないというふうに考えています。

では、どうしたら混乱は避けられるかというところ、やはりそれは学校長なりがしっかりと、その新指導要領の趣旨を教職員に説得し、徹底するというところではないかと思えますけれども、ひとえにこれは熱意と力量にかかわるのではないかと。必ずしも、混乱が起きないとは言いませんけれども、混乱が起きないように指導するというのが、基本であって、そういう場合に、子供たちをどう保障するか。歌わない子供もいると思いますけれども、口をこじあけて歌わせるということとは、物理的にできませんし、また、そういう治安維持法のあるような時代と違いますので、そういったことは無いと思っております。

それから、二つ目の侵略された国々の人たちから見た日の丸とか君が代の問題でありますけれども、私は旗を変えたら変わるのかと。そんなことはないのではないかと。やはり、アジアの方々が、日本の戦争によっていろいろ御迷惑を我々はおかけしたし、かれらが迷惑をこうむったということを、いまだに感じておるということについては、十分認識しておりますけれども、それは旗の問題ではありませんので、こ

れから日本の国が、政治の問題、経済の問題、文化の問題、あるいは人々の交流、そういった意味で、アジアの方々から尊敬され、また我々もアジアの諸国民を尊敬し、敬意を払い、そういう付き合いというのか、今後の今という時間も含めて、これからの私たちの対処の仕方が問題であって、ただ、その日の丸をどうこうすれば片づくというような、そんな簡単なものではないと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（「全くそのとおり」と呼ぶ者あり）

それから、高石さんの問題ですけれども、高石がかかわっていたから、そして、一般の人々が印象として、やはり不快に思っているというところは、これは認識は私もありますけれども、私、個人の高石さんとか、高石さんと言っているわけではありません。高石とか、そういった方々に対する私の個人的な感情によって、この新指導要領を云々する立場にはありません。私は、やはり教育長としては、新学習指導要領の精神をよく理解し、これを徹底すべく内容について十分に勉強いたして、学校に指導、指示するというのが、私の立場ですので、個人の問題は、特に問題にならんと思っております。

それから、平成二年度の入学式にどう対応するのかと、これはもう既に校長会を開きまして、御承知のように、学校行事というのは、これは卒業式であれ入学式であれ、教育課程の一環でありますので、教育課程を編成し、そして、それを遂行する権限は学校長にありますので、私としては、校長会を開きまして、新学習指導要領の移行措置の精神にのっとり、ひとつ御努力をいただきたいという指導をいたしました。これは、最終的には、学校長の責任において実施すべしというふうなことになるっておりますので、その点で、学校長、大変御苦労もあるかと思えますけれども、私としては、ぜひこの新指導要領の精神にのっとり、先生方に十分な説明の御努力をされて、混乱のなきよう実施するように依頼したところであります。以上です。

○副議長（井上寅吉君） 暫時休憩をいたします。

午後零時 休憩

午後二時 開議